

令和6年4月24日

岡山県週休2日工事の標準単価の取扱いについて お知らせ

岡山県土木部

建設業においては、若手技術者の入職が減少するなど、中長期的な担い手の確保や育成が大きな課題となっていることから、労働環境を改善し、魅力ある建設現場創出のため、週休2日工事を実施しているところですが、週休2日工事の標準単価の取扱いを改定しますのでお知らせします。

- 1 週休2日工事の補正係数の一部改定
週休2日工事の標準単価の取扱いを改定します。
- 2 適用
単価適用日が令和6年5月1日以降の工事に適用します。
- 3 その他
要領やQ&A等は、下記をご参照ください。
(<https://www.pref.okayama.jp/page/551767.html>)

【問合せ先】

土木部技術管理課管理情報班
TEL 086-226-7410